

資料編

第1節 気象庁震度階級関連解説表

	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が倒れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。〔停電する家庭もある。〕	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5 強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸がはずれる。	補強されていないブロック塀の多くが倒れる。据付けが不十分な自動販売機がある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。〔一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。〕	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒して飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁、柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。〔一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。〕	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	〔広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。〕	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変ることもある。

※ライフラインの □ 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

第2節 災害救助法施行細則に基づく被害状況報告表

発生 被害状況報告表 中間 様式 決定						
保健福祉部厚生総務課扱						
令和 年 月 日 時現在						
市町村						
① 災害発生の日時						
② 災害発生の場所						
③ 災害発生の原因						
④ 被災の状況						
区分		棟	世帯	人	備考	
ア	人的被害	死者				
イ		行方不明者				
ウ		負傷者	重傷			
エ			軽傷			
オ	住家被害	全壊・全焼又は流失	棟	世帯	人	
カ		半壊又は半焼				
キ		一部破損				
ク		床上浸水				
ケ		床下浸水				
⑤ 救助の措置						
救助の種類						
区分						
ア すでに措置したもの						
イ 今後措置を要するもの						
⑥ その他の特記事項						
令和 年 月 日 時報告						
茨城県保健福祉部長殿						
(報告者)		市災害対策本部長				
報告書作成者 職氏名		(印)				
注: 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。						

第3節 茨城県広域消防相互応援協定書

第一章 総則

(目的)

第1条 この協定は、大規模かつ広域的な災害に対応するため消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、茨城県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」という。)相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定を締結した市町村等(以下「協定市町村」という。)の全域とする。

(対象災害)

第3条 この協定の対象災害は、消防組織法第1条に規定する水災害又は地震等の災害(以下「災害」という。)で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等(以下「発生市町村等」という。)の長又は消防長(以下「発生市町村等の長」という。)は、県に対し災害の状況等について報告し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

第二章 相互応援

(応援要請)

第5条 この規定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が、次のいずれかに該当する場合に、他の協定市町村の長又は消防長に行うものとする。

- 1) その災害が、協定市町村に拡大し、又は影響を与える恐れのある場合
- 2) 発災市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認める場合
- 3) その災害を防ぎよするため、協定市町村が保有する車両及び資機材等を必要と認める場合
- 4) その他必要と認める場合

2 前条に規定する県に対しての報告及び前項に規定する応援要請は、次の各号に掲げる次項を明らかにして、電話等により行い、後に文章を速やかに提出するものとする。

- 1) 災害の種別
- 2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 3) 要請する車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- 4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- 5) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた協定市町村(以下「応援市町村等」という。)の長又は消防長(以下「応援市町村等の長」という。)は、特別の事由がない限り、残留警防力に支障のない範囲において応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発時刻等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援隊を派遣することができない場合には、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の指揮を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

第三章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要な都度、市町村等の消防機関の間において連絡会議を開催するものとする。

(協議事項)

第11条 連絡会議は、次の各号に掲げる次項について行うものとする。

- 1) 消防相互応援に関すること。
- 2) 市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- 3) 市町村等の部隊派遣計画及び合同訓練に関すること。
- 4) 警防技術に関すること。
- 5) 消防用資機材等の開発及び研究資料の交換に関すること。
- 6) その他必要な事項。

第四章 経費負担

(経費の負担)

第12条 応援出動に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

1 応援市町村等が負担する経費

- 1) 人件費、消費燃料等の経常的経費
- 2) 応援職員(消防団員を含む。以下同じ。)が応援業務により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- 3) 応援職員が発災市町村等への往復の途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費
- 4) 第7条の規定に基づき、消防職員をして輸送及び連絡などに要する経費

2 発災市町村等が負担する経費

- 1) 応援市町村等の要請にかかわる救援物資及び第7条に規定する消防用資機材等の調達経費
- 2) 応援活動が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧並びに消火薬剤等の支給に要する経費
- 3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度発災市町村等と応援市町村等との間で協議し定めるものとする。

第五章 雑則

(他協定との関係)

第13条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互の応援に関する他の協定を排除するものではない。

(実施細目)

第14条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第15条 この協定についての疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村の長が協議して定めるものとする。

(協定書の保管)

第16条 この協定を証するため協定市町村の長は、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

付則

この協定は、平成元年4月1日から効力を生ずる。

第4節 潮来市防災会議条例

○潮来市防災会議条例

昭和 38 年 1 月 21 日

条例第 5 号

(注) 平成 24 年 10 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、潮来市防災会議(以下「防災会議」という。)の組織及び所掌事務を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 潮来市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に答申すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(平 24 条例 17・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の定数は 30 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 茨城県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 茨城県警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長の部内の職員のうちから市長が指名した者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
(平 24 条例 17・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、その職を失うものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 39 年 9 月 29 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 6 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 3 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 6 月 27 日から適用する。

第5節 潮来市防災会議規程

○潮来市防災会議規程

昭和 39 年 9 月 15 日

訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、潮来市防災会議条例(昭和 38 年条例第 5 号)第 5 条の規定に基づき、防災会議の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長がこれを招集し、会議の議長となる。

(議事の決定)

第 3 条 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は議決に加わることはできない。

(庶務)

第 4 条 会議の庶務は、総務課が主管とする。

(会議録)

第 5 条 議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名等を記載しなければならない。

2 会議録には、議長及び議長が会議において指名した委員 2 人がこれに署名しなければならない。

付 則

この規程は、昭和 39 年 9 月 15 日から施行する。

付 則(昭和 43 年 3 月 23 日訓令第 8 号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 61 年 2 月 28 日訓令第 3 号)

この規程は、公布の日から施行する。

第6節 潮来市災害対策本部条例

○潮来市災害対策本部条例

昭和 38 年 7 月 29 日

条例第 16 号

(注) 平成 24 年 10 月から改正経過を注記した。

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、潮来市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平 24 条例 18・一部改正)

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日条例第 10 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 3 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 24 年 6 月 27 日から適用する。

第7節 潮来市総合災害補償規程

○潮来市総合災害補償規程

昭和 59 年 7 月 1 日

訓令第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、潮来市(以下「甲」という。)が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他市が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入院した場合の補償について定める。

(補償する対象)

第 2 条 甲は、自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」という。)に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害(身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。)を生じた場合又は入院した場合、当該参加者又はその者の相続人(以下「被災者」という。)に対し、この規程に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)を含む。ただし、細菌性中毒は含まない。

(補償金額と補償基準)

第 3 条 甲は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある者については入院補償給付金は対象とならない。

(補償金を支払わない場合)

第 4 条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入院した場合においては補償金を支払わないものとする。

(1)被災者の故意

(2)この規程に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りでない。

(3)被災者の自殺行為又は犯罪行為

(4)被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失

(5)被災者の妊娠、出産又は流産

(6)大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的的事故による場合にはこの限りでない。

(7)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故

(8)地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故

(9)核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同様とする。)若しくは核燃料によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故

(10)前号以外の放射線照射又は放射能汚染

(11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

(この規程の適用除外)

第5条 この規程は、次の各号の者には適用しない。

(1) 甲の業務に従事中の甲の使用人(甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。)

(2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア、スポーツ団体で高等学校、高等専門学校、大学(短期大学を含む。)の学生、生徒、官公署、会社等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員

(準用規定)

第6条 この規程にない事項については、「全国市村会総合賠償補償保険契約特約書」, 「災害補償保険普通保険約款」, 「スポーツ障害補償特約条項」, 「学校管理下災害補償特約条項」並びに「入院医療補償保険金の支払いに関する条項」の規定を準用する。

付 則

この規程は、昭和59年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	給付額(最高)	
死亡給付金	300万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 300万円～9万円	
医療補償給付金	入院日数 10,000円 1日以上5日まで	通院日数 10,000円 6日以上15日まで
	入院日数 30,000円 6日以上15日まで	通院日数 30,000円 16日以上30日まで
	入院日数 60,000円 16日以上30日まで	通院日数 45,000円 31日以上60日まで
	入院日数 90,000円 31日以上60日まで	通院日数 60,000円 61日以上
	入院日数 120,000円 61日以上90日まで	
	入院日数 150,000円 91日以上	

第8節 自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

(様式1)

茨城県知事殿	文書番号第 令和 年 月 日	号 日
	潮来市長	印
自衛隊の災害派遣要請について(依頼)		
うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。		
記		
1 災害の情况及び派遣要請の事由		
1 災害の種類 水害，地震，津波，風害，火災，土砂崩れ，遭難，交通事故，その他()		
2 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分		
3 場 所		
4 被害状況		
5 要請する理由		
2 派遣を希望する期間		
自 令和 年 月 日 時 分		
至 令和 年 月 日 時 分		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
1 活動希望区域 県 市 町		
郡 村		
2 活動内容		
4 その他参考事項		
1 現地において協力しうる団体，人員，機材等の数量及びその状況		
2 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況		
3 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法		
4 気象の概況		
5 その他		

第9節 自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

(様式2)

茨城県知事殿	文書番号第	号
	令和 年 月	日
	潮来市長	印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

令和 年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

第10節 避難所一覧

指定緊急避難場所

No.	名称	行政区	No.	名称	行政区
1	西丁公民館	西丁	34	曲松集会所	曲松
2	大野塚公民館	大野塚	35	古高農村集落センター	古高
3	浜丁公民館	浜丁	36	小泉農村集落センター	小泉
4	上丁公民館	上丁	37	新宮農村集落センター	新宮
5	下丁公民館	下丁	38	大山区集会所	大山
6	あやめ2丁目会館	あやめ2丁目	39	下田農村集落センター	下田
7	二丁目会館	二丁目	40	洲崎集会所	洲崎
8	三丁目会館	三丁目	41	東区集会所	東
9	四丁目会館	四丁目	42	西区農村集落センター	西
10	五丁目水郷クラブ	五丁目	43	徳島ふれあいセンター	徳島
11	六丁目会館	六丁目	44	福島区コミュニティーセンター	福島
12	七丁目会館	七丁目	45	米島農村集落センター	米島
13	八丁目会館	八丁目	46	前川集会所	前川
14	七軒丁会館	七軒丁	47	水原担い手センター	水原1
15	大洲公民館	大洲	48	水原2区集会所	水原2
16	十番農村集落センター	十番	49	水原3区横山会館	水原3
17	十四番集会所	十四番	50	釜谷農村集落センター	釜谷
18	日の出1丁目集会所	日の出1丁目	-	大生原公民館(2次避難所)	大生
19	日の出2丁目集会所	日の出2丁目	51	大賀農村集落センター	大賀
20	日の出3丁目集会所	日の出3丁目	52	牛堀農業転作推進センター	牛堀第一
21	日の出4丁目集会所	日の出4丁目	53	牛堀地区コミュニティーセンター	牛堀第二
22	日の出5丁目集会所	日の出5丁目	54	永山農村集落センター	永山東, 永山西
23	防災コミュニティーセンター	日の出6丁目	55	堀之内農村集落センター	堀之内
24	日の出7丁目集会所	日の出7丁目	56	茂木農村集落センター	茂木
25	日の出8丁目集会所	日の出8丁目	57	清水田園都市センター	清水
26	新町集会所	新町	58	芝宿農村集落センター	芝宿
27	後明公民館	後明	59	横須賀西農村集落センター	横須賀西
28	将監東集会所	将監	60	上戸川公民館	横須賀東
29	江寺農村集落センター	江寺	61	台上戸農村集落センター	台上戸
30	貝塚農村集落センター	貝塚	62	宿田園都市センター	宿
31	築地農村集落センター	築地	63	古宿農村集落センター	古宿
32	川尾区集会所	川尾	64	赤須農村集落センター	赤須
33	須賀集会所	須賀			

指定避難所

名称	住所	TEL	建物等面積㎡			想定収容人数			避難場所	計
	教室棟	構造	屋内運動場	構造	運動場用地	避難所				
						教室棟	屋内運動場	小計		
潮来小学校	潮来 471	62-2069	904	SC1 階	9,447	690	270	960	940	1,900
	3,910	RC2 階・木造2階								
津知小学校	辻 829-1	63-1383	904	SC1 階	26,790	550	270	820	2,670	3,490
	2,728	RC2-3 階								
延方小学校	小泉 2090	66-2076	904	SC1 階	10,948	830	270	1,100	1,090	2,190
	4,127	RC2-4 階								
大生原小学校	水原 1988-1	67-5004	724	SC1 階	8,855	370	220	590	880	1,470
	1,875	RC2 階								
日の出小学校	日の出 3-12-1	66-2020	1,004	SC1 階	10,257	840	300	1,140	1,020	2,160
	4,232	RC2-3 階								
牛堀小学校	堀之内 1219-1	64-5536	1,111	RC2 階	11,374	1,080	330	1,410	1,130	2,540
	5,401	RC2 階								
潮来第一中学校	潮来 1270	62-2334	2,296	RC2 階	16,663	1,120	690	1,810	1,440	3,250
	5,602	RC3 階								
潮来第二中学校	新宮 1868-1	66-2344	1,666	SC2 階	17,151	900	270	1,170	1,710	2,880
	4,990	RC3 階								
日の出中学校	日の出 3-9-18	66-5852	2,311		16,000	610	450	1,060	1,600	2,660
	4,619	RC3 階								
牛堀中学校	堀之内 1009	64-2231	1,180	SC1 階	31,000	690	350	1,040	3,100	4,140
	3,468	RC3 階								
茨城県立潮来高等学校	須賀 3025	66-2142	2,300		35,400	1,080	690	1,770	3,540	5,310
	5,427	RC3 階								
潮来公民館	潮来 456-1	62-3522				390		390		390
	1,952	RC2 階								
津知公民館	辻 794-1	62-4755				150		150		150
	795	RC2 階								
延方公民館	新宮 1942-1	66-6011				120		120		120
	631	RC2 階								
大生原公民館	大生 1027-4	67-5898				140		140		140
	710	RC2 階								
中央公民館	日の出 3-11	66-0660				730		730		730
	3,698									
牛堀公民館	牛堀 719	64-5230				270		270		270
	1,378	RC2 階								
旧牛堀第二小学校体育館	堀之内 1664	63-1111 潮来市役所	691		3,666		200	200	360	560
	691	SC1 階								
旧八代小学校体育館	島須 733	同 上	717		6,810		210	210	680	890
	717	SC1 階								
潮来市立図書館	牛堀 289	80-3311	1,187		9,186	230		230	910	1,140
	1,187	RC2 階								
かすみ保健福祉センター 福祉避難所	島須 777	64-5240	1,272		7,194	250		250	710	960
	1,272	RC2 階								
潮来保健センター	辻 779	63-1296 社会福祉協議会	753		1,186	150		150	110	260
	753	RC1 階								
本市人口： 26,088			合 計			11,190	4,520	15,710	21,890	37,600
令和7年1月			市民収容率			42.8%	17.3%	60.2%	83.9%	144.1%

注：建物構造略称：RC=鉄筋コンクリート造，SC=鉄骨造

算出は、有効面積に対し、1人当たり2平方メートル（国土交通省の避難面積基準）

収容人員算定は、避難所建物延べ床面積に有効収容面積比率

教室等建物 40% 相当で算出

体育館等 60% 相当で算出

広場（避難場所） 20% 相当で算出

「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」締結施設一覧

番号	施設種類	協定締結日	法人名	施設名	施設住所	電話番号
1	高齢者施設	平成 27 年 4 月 1 日	(福)至福会	特別養護老人ホーム あやめ荘	潮来市 水原 1549-1	0299-67-5511
2				老人デイサービスセンター 白鳥	潮来市 水原 3474	0299-80-2222
3	高齢者施設	平成 27 年 4 月 1 日	(福)江戸川豊生会	特別養護老人ホーム 福楽園	潮来市 上戸 1921-1	0299-64-6767
4	高齢者施設 障害者施設			グループホーム 福楽園コスモス		
5	高齢者施設	平成 27 年 4 月 1 日	(福)光峰会	特別養護老人ホーム いたこの郷	潮来市 大生 804-556	0299-66-5533
6	高齢者施設	平成 27 年 4 月 1 日	(医)晴生会	介護老人保健施設 あおぞら	潮来市 延方 5405-1	0299-66-4811
7	高齢者施設	平成 27 年 4 月 1 日	(有)茨城まごころ 介護サービス	グループホーム こころ	潮来市 日の出 1-21-1	0299-80-9055
8				デイサービス こころ		0299-80-9066
9	障害者施設	平成 27 年 4 月 1 日	(福)鹿島育成園	鹿島育成園	潮来市 大賀 438-4	0299-66-3439
10	特別支援学校	平成 28 年 2 月 25 日	茨城県立 鹿島特別支援学校	茨城県立 鹿島特別支援学校	鹿嶋市 沼尾 1195	0299-82-7700
11	障害者施設	平成 29 年 4 月 1 日	(株)グッドライフ	グループホーム みはる園	潮来市 辻 1543-3	0299-77-5200
12	障害者施設	平成 31 年 1 月 17 日	(福)創志会	ライフサポートセンター いたこ	潮来市 日の出 5-24	0299-77-7828
13	障害者施設	令和 3 年 12 月 28 日	(株)サンノバルテ	子供サークル 潮来	潮来市 日の出 2-11-14	0299-94-8600
14	障害者施設	令和 4 年 1 月 4 日	(株)スマイル	エバーグリーン 潮来	潮来市 日の出 6-11-13	0299-77-7141

第11節 土砂災害警戒区域指定箇所一覧

表－土砂災害警戒区域指定箇所一覧表

番号	箇所名	所在地	自然現象の区分	警戒区域	特別警戒区域	避難所	避難経路
1	塙	永山塙	急傾斜地の崩壊	○		牛堀公民館	R355～R51号線
2	梶内1	永山梶内	急傾斜地の崩壊	○		牛堀公民館	〃
3	表山	永山表山	急傾斜地の崩壊	○	○	牛堀公民館	〃
4	新田	上戸新田	急傾斜地の崩壊	○	○	かすみ保健センター	市(牛)4128号線沿い
5	馬峰	島須馬峰	急傾斜地の崩壊	○	○	かすみ保健センター	県道大賀・牛堀線沿い
6	古宿	島須古宿	急傾斜地の崩壊	○	○	かすみ保健センター	市(牛)1-4号線より
7	鳥打山	牛堀鳥打山	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	R51号線より
8	明神山	清水明神山	急傾斜地の崩壊	○	○	牛堀小学校	市(牛)1-2号線より
9	梶内2	永山梶内	急傾斜地の崩壊	○	○	牛堀公民館	牛堀公民館 R51号線より
10	権現台	牛堀権現台	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	市(牛)1-5号, 1015号線
11	新立	上戸新立	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	市(牛)4128号線より
12	古宿	島須古宿	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来市立図書館	市(牛)1-4号線より
13	前谷	大生前谷	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	市(潮)231号線より
14	根山	釜谷根山	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	県道大賀・延方線より
15	田の森	水原田の森	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	〃
16	根本1	水原根本	急傾斜地の崩壊	○	○		〃
17	西一丁目	潮来西一丁目	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来公民館	県道竜ヶ崎・潮来線より
18	善棚山	潮来善棚山	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来公民館	〃
19	稲荷山	大生稲荷山	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	県道大賀・延方線より
20	根山2	釜谷根山	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	〃
21	谷田	釜谷谷田	急傾斜地の崩壊	○	○	大生原公民館	市(潮)256号線より
22	根崎	水原根崎	急傾斜地の崩壊	○	○		県道大賀・延方線より
23	石田前	水原石田前	急傾斜地の崩壊	○	○		市(潮)354号線より
24	大山	潮来市大山	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来第二中学校	市(潮)2-21号線より
25	新宮	潮来市新宮	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来第二中学校	県道大賀・延方線より
26	小泉	潮来市小泉	急傾斜地の崩壊	○	○	延方公民館	市(潮)457号線より
27	坂下	大塚野坂下	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来小学校	市(潮)1-8号線・R51号
28	立越	潮来立越	急傾斜地の崩壊	○	○	潮来第一中学校	R51号線横断
29	根本2	潮来根本	急傾斜地の崩壊	○	○	津知公民館	県道矢幡・潮来線より
30	根ノ塔	辻根ノ塔	急傾斜地の崩壊	○	○	津知公民館	〃
31	後明前	辻後明前	急傾斜地の崩壊	○	○	津知公民館	〃
計				31	29		

令和6年4月1日現在

第12節 急傾斜地危険箇所一覽

表一 急傾斜地危険箇所一覽

(旧潮来町)					(旧牛堀町)					
	箇所番号	レベル	箇所名	所在地区		箇所番号	レベル	箇所名	所在地区	
潮来地区	423-I-005	I	西一丁目	潮来	大生原地区	423-II-006-3	II	谷	大生瀬古	
	423-I-006-1	I	善棚山	潮来		423-II-006-4	II	谷	大生瀬古	
	423-I-006-2	I	善棚山	大塚野一丁目		423-II-007	II	東山	釜谷東山	
	423-I-015	I	大塚野	潮来		423-II-009-1	II	林	水原	
	423-I-016	I	辻1	潮来		423-II-009-2	II	林	水原	
	423-I-017	I	辻2	潮来		423-II-017-1	II	行間	水原行間	
	423-II-001	II	小里	潮来小里		423-II-017-2	II	行間	水原行間	
	423-II-013-1	II	立兼	潮来立兼		423-III-004	III	台山	水原台山	
	423-II-013-2	II	立兼	潮来立兼		423-III-006-1	III	大谷	釜谷大谷	
	423-II-013-3	II	立兼	潮来立兼		423-III-006-2	III	大谷	釜谷大谷	
	423-II-014	II	弁才天	潮来弁才天		(旧牛堀町)				
	423-II-015-1	II	小里2	潮来小里			箇所番号	レベル	箇所名	所在地区
	423-II-015-2	II	小里2	潮来小里		牛堀地区	422-I-001	I	塙	永山塙
	423-I-018	I	辻3	辻			422-I-002	I	梶内	永山梶内
	423-I-019	I	辻4	辻			422-I-003	I	永山東	永山
423-II-016	II	後明越	辻後明越	422-I-004	I		大久保	上戸		
423-III-002	III	川尾	築地川尾	422-I-005	I		宿	島須		
延方地区	423-I-012	I	延方1	大山	422-I-006		I	古宿	島須	
	423-I-013	I	延方2	新宮	422-I-007-1		I	鳥打山	牛堀	
	423-I-014	I	延方33	小泉	422-I-007-2		I	鳥打山	永山	
	423-II-011	II	小泉2	延方小泉	422-I-008		I	清水	清水	
	423-II-012	II	小泉3	延方小泉	422-I-009-1		I	梶内	永山	
大生原地区	423-I-001	I	谷	大生	422-I-009-2		I	梶内	永山	
	423-I-002	I	根山	釜谷	422-I-010		I	牛堀	牛堀	
	423-I-003	I	梶田	水原	422-I-011		I	新田	上戸	
	423-I-004	I	根本	水原根本	422-I-012		I	古宿2	茂木	
	423-I-007	I	瀬古	大生	422-II-001		II	入ノ山	牛堀入ノ山	
	423-I-008	I	釜谷	釜谷	422-II-002-1		II	根古屋	島須城之内	
	423-I-009	I	水原1	釜谷	422-II-002-2		II	根古屋	島須城之内	
	423-I-010	I	水原2	水原	422-II-003		II	金井作	島須金井作	
	423-I-011	I	水原3	水原	422-II-004-1		II	表久保	清水表久保	
	423-II-003	II	富士山	大賀富士山	422-II-004-2		II	表久保	表久保	
	423-II-005	II	セコ	大生瀬古	422-II-005		II	表山2	永山表山	
	423-II-006-1	II	谷	大生瀬古	422-II-006-1		II	根古屋2	島須根古屋	
	423-II-006-2	II	谷	大生瀬古			箇所番号	レベル	箇所名	所在地区
							422-II-006-2	II	根古屋2	島須根古屋
					422-II-006-3	II	根古屋2	島須根古屋		
					422-II-007	II	内野	島須内野		
					422-II-008-1	II	大山2	永山大山		
					422-II-008-2	II	大山2	永山大山		
					422-II-008-3	II	大山2	永山大山		
					422-II-009	II	塙2	永山塙		
					422-II-010	II	堀之内	堀之内		
					422-III-001	III	長久保	清水長久保		
					422-III-002	III	栗穂	島須栗保		
					422-III-003-1	III	新堀	島須新堀		
					422-III-003-2	III	新堀	島須新堀		
					422-III-003-3	III	新堀	島須新堀		
					422-III-004	III	新林	島須新林		
					422-III-005	III	中ノクキ	永山中ノクキ		
					422-III-006	III	勘弥	永山勘弥		
					422-III-007	III	石井戸	上戸石井戸		
					422-III-008-1	III	石井戸2	上戸石井戸		
					422-III-008-2	III	石井戸2	上戸石井戸		
					422-III-009	III	新立	上戸新立		
					422-III-010-1	III	前野	上戸前野		
					422-III-010-2	III	前野	上戸前野		
					422-III-012	III	浅間下	上戸浅間下		
					422-III-013	III	新林2	上戸新林		
					422-III-015	III	佐ノ古	島須佐ノ古		
					422-III-017	III	天野宮	島須天野宮		
					422-III-019	III	今林	島須今林		
					422-III-020-1	III	台	堀之内台		
					422-III-020-2	III	台	堀之内台		
					422-III-020-3	III	台	堀之内台		
					422-III-021	III	若禎	島須若禎		
					422-III-022	III	木崎	島須木崎		
					422-III-023	III	大北	島須大北		
					422-III-024	III	ツク子	上戸ツク子		

令和4年9月現在

第13節 茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 月に定める額 高齢者等の要援護者等を収容する、「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 輸送費は別途計上 3 福祉避難所を設置した場合、当該地域の実費加算																																									
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 限度額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内に着工	1 基準面積は平均1戸当たり29.7㎡、5,516,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 流失</td> <td>夏季</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>18,400</td> <td>23,700</td> <td>34,900</td> <td>41,800</td> <td>52,900</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 床上浸水</td> <td>夏季</td> <td>6,000</td> <td>8,100</td> <td>12,100</td> <td>14,700</td> <td>18,600</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>9,800</td> <td>12,700</td> <td>18,000</td> <td>21,400</td> <td>27,000</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>						区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	全壊 流失	夏季	円	円	円	円	円	円	冬季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	半壊 床上浸水	夏季	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	冬季	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																						
全壊 流失	夏季	円	円	円	円	円	円																																						
	冬季	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800																																						
半壊 床上浸水	夏季	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600																																						
	冬季	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500																																						

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤, 治療材料, 医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た 場合に限り期間延長あり	患者等の移送費は 別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以 後7日以内に分べんした者 であって, 災害のため助 産の途を失った者(出産 のみならず, 死産及び流 産を含み現に助産を要す る状態にある者)	1 救護班等による場合は, 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は, 慣 行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た 場合に限り期間延長あり	妊婦等の移送費は 別途計上
災 害 に か かった者の 救出	1 現に生命, 身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た 場合に限り期間延長あり	1 期間内に生死 が明らかになら ない場合は, 以 後「死体の捜 索」として取り 扱う。 2 輸送費, 人件 費は, 別途計上
災 害 に か かった住宅 の応急修理	住家が半壊(焼)し, 自 らの資力では応急修理を することができない者	居室, 炊事場及び便所等日常 生活に必要な最小限度の部分 一世帯当たり 574,000円以内	災害発生の日から1月以内	
生業に必要 な資金の貸 与	住家が全壊(焼), 流失に より生業の手段を失った 世帯(生業の見込み確実 な具体的事業計画があ り, 償還能力のある者)	生業費 1件当たり 30,000円以内 就職支度費 1件当たり 15,000円以内	災害発生の日から1月以内	貸与期間 年以内 利子 無利子
学用品の給 与	住家の全壊(焼), 流 失, 半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪失 又は毀損し, 就学上支障 のある小学校児童, 中学 校生徒及び高等学校生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で, 教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用 している教材, 又は正規の 授業で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品は, 1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1月以内, (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評 価額 2 入進学時の場 合は個々の実情 に応じて支給す る。
埋 葬	災害の際死亡した者を対 象にして実際に埋葬を実 施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 210,200円 小人(12歳未満) 168,100円	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前 に死亡した者で あっても対象とな る。
死体の捜索	行方不明の状態にあり, かつ, 各般の事情により 既に死亡していると推定 される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り 期間延長あり 1 輸送費, 人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応 死亡したものと推定している。	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄，消毒，縫合等） 1 体当たり 3,300 円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体あたり 5,000 円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費，人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイス購入費等が必要な場合は，当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室，炊事場，玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 135,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内 但し厚生労働大臣の同意を得た場合に限り期間延長あり	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救助用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当たり 医師，歯科医師 20,700 円以内 薬剤師，診療放射線技師，臨床検査技師，臨床工学技士及び歯科衛生士 16,200 円以内 保健師，助産師及び看護師及び准看護師 16,500 円以内 救急救命士 15,400 円以内 土木技術者及び建築技術者 16,700 円以内 大工 23,800 円以内 左官 24,500 円以内 とび職 23,500 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額